

参考資料 2-1

氏名

この報告は、大阪市屋外広告物条例施行規則第2条第3項第1号の規定による。

参考資料 2-2

屋外広告物安全点検報告書（案）

注) 広告物等の種類により、該当する点検箇所・点検項目がない場合は、「改善の概要」の欄に斜線を引くこと。

参考資料 2-3

※継続許可申請の際には必ずこの報告書を添付してください。

この報告は、大阪市屋外広告物条例施行規則第2条第3項第1号の規定による。